

料金表Ⅱ 2年契約

第1条（2年契約の定義）

2年契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス基本約款（以下、「本約款」といいます。）に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。

- 2 2年契約の条件を承諾できない契約者は、2年契約に申し込むことはできません。
- 3 2年契約は、契約が成立した日の属する月の初日から起算し、契約期間を算出します。契約期間は2年間となります。
- 4 2年契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は契約を更新し、その契約期間は新たに算出します。
- 5 当社が定める2年契約は1世帯につき1契約になります。
- 6 2年契約は、J:COM TV/J:COM NET/J:COM PHONE/J:COM MOBILE/J:COM でんきのいずれかをご契約いただく必要がございます。
- 7 2年契約を除く契約を標準契約といたします。

第2条（当社が2年契約を承諾しない場合）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、2年契約の承諾をしないことがあります。

- (1) 本約款に定める第7条のいずれかに該当する場合
- (2) 当社が定める住宅形態と異なる場合
- (3) ハートフルプランの契約者

第 3 条（サービス内容の定義）

2 年契約の契約者は、本サービスの月額利用料に下記の表に定める割引額を適用します。

割引額
100 円（税込 110 円）

第 4 条（2 年契約の解除について）

2 年契約から標準契約に変更する場合は 2 年契約の解除に当たります。

当社が 2 年契約に定めるサービスの利用停止を行う場合には、2 年契約の解除に当たります。

いかなる場合でも契約解除の際は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。

第 5 条（更新の定義）

当社は、2 年契約の更新について、以下のように定めます。

- 更新日は、2 年契約が成立した日を含む月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。
- 更新期間とは、2 年契約の満了日を含む月、更新日を含む月および更新日を含む月の翌月を示します。

第 6 条（最低利用期間）

当社は、2 年契約の締結をした場合には、最低利用期間を適用しません。